

(介護予防通所介護相当サービス)通所介護サービス重要事項説明書
通所介護事業所 つばさ

1. 事業の概要

(1) 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 正生会
所 在 地	〒425-0051 焼津市田尻北792番地の1
電 話 番 号	054-656-0656
代表者氏名	理事長 石井 紀子
設立年月日	平成12年9月12日

(2) 事業所の概要

事業所の種類	指定(介護予防通所介護相当サービス)通所介護事業所
事業の目的	介護保険法に基づく適正な指定(介護予防通所介護相当サービス)通所介護を提供する。
事業所の名称	通所介護事業所 つばさ
電 話 番 号	054-656-0656
管 理 者 氏 名	矢部 貴士
介護保険指定番号	2275100201
事業の実施地域	焼津市・藤枝市

(3) 事業所の職員体制

(令和6年4月1日現在)

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	職務内容
1. 管理者	1		職員管理
2. 生活相談員	1人以上		利用者相談業務
3. 看護職員		1人以上	利用者健康管理
4. 機能訓練指導員		1人以上	機能訓練指導
5. 介護職員	6人以上		生活介護

(4) 利用定員・営業日及び営業時間

1日の利用定員	40名
営業日	月曜日から土曜日 (12月30日～1月3日を除く)
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	9時50分～16時20分

(5) 事業者が同一の所在地にて行っている他の事業

事業の種類		静岡県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設	平成13年7月1日	2275100184	50人
在宅	短期入所生活介護	平成13年7月1日	2275100226	20人
	訪問介護	平成13年7月15日	2275100234	
居宅介護支援事業		平成13年7月15日	2275100242	
障害者自立支援法における事業者指定(居宅介護)		平成20年12月1日	2215100195	

2. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1) 介護保険法に基づく介護給付費等の対象となるサービス
(2) 利用料金の全額を利用者に負担していただくサービス |
|---|

(1) 介護給付費等の対象となるサービスの概要

以下のサービスについては、利用料金の9割(一部7～8割)が介護保険から給付されます。事業者が介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は利用者負担分として介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を事業者にお支払いいただきます。

<サービスの概要>

- (i) (介護予防通所介護相当サービス)通所介護とは、要介護・要支援状態にある利用者に介護施設に日帰り通っていただき、送迎、入浴・排泄・食事等の介護、機能回復訓練等のサービスを提供します。

(ii) 事業所は、サービス提供時間帯を通じて以下のサービスを提供します。

①送迎	(ア)送迎車により、原則として事業所とご自宅玄関まで行います。
②食事	利用者に合った食事を提供します。
③入浴	見守りや直接介助により、入浴を提供します。
④生活相談	事業所の職員はもとより、関係機関等と連絡調整し、生活の質の向上を目指します。
⑤機能訓練	(ア)運動訓練やマッサージ、様々な活動を提供し、身心機能の維持向上を目指し、充実した生活を送れるように支援します。 (イ)行事によっては別途参加料がかかるものがあります。
⑥排泄	随時、排泄介助をいたします。(オムツ、リハビリパンツ、パット等は持参してください。)

(2) サービス利用料金

別紙料金表によって、利用者の要介護・要支援区分に応じたサービス利用料金から介護保険給付額等を除いた金額(利用者負担額)をお支払ください。サービスの利用状況により、事業者への月々の利用者負担額は変わることがあります。

(3) 利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払は別表に記載の方法でお支払下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、お客様の都合により(介護予防通所介護相当サービス)通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。但し、体調不調等の場合にはこの限りではありません。
- ②事業所では昼食を提供しています。利用当日にサービス中止の申し出をされる場合は午前10時までにご連絡ください。午前10時以降のご連絡の場合、昼食代を請求させていただきます。
- ③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービス提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議します。

3. サービス提供の記録等

(1) サービス提供の際には(介護予防通所介護相当サービス)通所介護計画を作成し、必要事項を記入して利用者の確認を受け、これを交付すると共に居宅介護支援事業所、地域包括支援センターに提出します。

- (2) サービスの提供ごとにデイサービス経過記録にサービス内容を記録し、利用者・家族に交付します。
- (3) 事業者は、前記のデイサービス経過記録及びその他の記録を、契約終了から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、希望によりその写しを交付します。

4. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 利用者の体調、服薬等に変化があった際には、事業所の職員にご一報ください。
- (2) 持ち込みの制限
 - ①他の利用者の迷惑になるもの、危険なもの等の持ち込みを制限します。金銭等貴重品の持ち込みはできません。
 - ②飲食物等の持ち込みは衛生面を考慮しご遠慮頂いています。これに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。
- (3) 施設・設備の使用上の注意
 - ①事業所内の共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
 - ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
 - ③当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- (4) 事業所内での金銭及び食べ物のやり取りはご遠慮ください。
- (5) 施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 秘密保持

利用者及び家族から知り得た情報は、正当な理由なく第三者に漏洩しません。サービス担当者会議等においての個人情報の提供は、利用者若しくはその家族から予め文書で同意を得ない限り、当該家族の個人情報は用いません。

6. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族に連絡を行うとともに市町村へ報告する等、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

賠償すべき事故が発生した場合には、できる限り速やかに損害賠償を行います。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合、及び利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

7. 緊急時（急変時）の対応

デイサービス利用中に、利用者が明らかに急変した場合には、容態により救急車の手配を行うほか、事前の打ち合せにより、緊急連絡先、主治医、担当介護支援専門員等へ連絡します。また、その際にとった処置を記録します。

8. 非常災害対策

火災・災害時の対応	別途定める『特別養護老人ホームつばさ 消防計画』に則り対応を行います。
防災設備	消防法令に基づく防火設備を完備
消防計画等	消防署への届出日：令和5年9月1日
防災訓練	総合防災訓練（年2回）、避難訓練（事業所毎、毎月）を実施
防火権限者	西井 裕延

9. 身体拘束について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び家族へ十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 苦情等申し立て先

事業所が提供した（介護予防通所介護相当サービス）通所介護サービスについて、苦情やご要望があった場合には、速やかに対応を行います。担当の職員にもお気軽にお申し出ください。

(1) 当事業所の苦情申出窓口

当事業所の（介護予防通所介護相当サービス）通所介護サービスに関するご相談・苦情について承ります。担当者までお申し出ください。

苦情解決責任者	施設長 矢部 貴士
苦情受付担当者	生活相談員 朝倉 香織
連絡先	054-656-0656

(2) 第三者委員

つばさでは、苦情対応について第三者委員を設置し、苦情解決に努める独自の取組みを行っています。

第三者委員 制 度	(1) 第三者委員に直接苦情を申し立てることができます。 (2) 第三者委員が苦情内容を確認することができます。 (3) 苦情解決の話し合いの際、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。 第三者委員 大石 壮吾 {連絡先054-624-5734} 鈴木 春子 {連絡先054-624-4434} 吉永 律子 {連絡先054-624-4948}
--------------	---

(3) 介護保険制度や(介護予防通所介護相当サービス)通所介護サービスについては、下記の相談窓口もあります。

①市の相談・苦情受付窓口

焼津市役所 介護保険課	所在地：焼津市本町2丁目16番32号 電話番号：054-626-1159
藤枝市役所 地域包括ケア推進課	所在地：藤枝市岡出山1丁目11番1号 電話番号：054-643-3225

②県の相談・苦情受付窓口

静岡県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：静岡市葵区駿府町1番70号 電話番号：054-653-0840
-----------------------	--

③静岡県国民健康保険団体連合会の相談・苦情受付窓口

介護保険課苦情窓口	所在地：静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号：054-253-5590
-----------	--

1 1. 第三者評価の受審

実施の有無	有 ・ (無)
直近の実施年月日	年 月 日
評価機関の名称	
評価結果の開示情報	

サービス契約に当たり前記の(介護予防通所介護相当サービス)通所介護サービス重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____
氏名 _____ (印)
電話番号 _____

代理人 住所 _____
氏名 _____ (印)
続柄 () _____
電話番号 _____

身元引受人 住所 _____
氏名 _____ (印)
続柄 () _____
電話番号 _____

この説明書により(介護予防通所介護相当サービス)通所介護サービスに関する重要事項を説明しました。

所在地 静岡県焼津市田尻北792番地の1
社会福祉法人 正生会
事業所名 通所介護事業所 つばさ

説明者 _____ (印)